

CONTENTS

I 個人向け生命保険税務

1 生命保険料控除

- ①所得税の生命保険料控除……………6
- ②住民税の生命保険料控除……………12

2 個人が受け取る死亡保険金

- ①適用される税の種類……………14
- ②保険料負担者が2人以上の場合……………16
- ③保険金の非課税金額……………17
- ④収入保障保険(特約)から受け取る
収入保障年金に対する課税……………19

3 個人が受け取る満期保険金

- ①受取人が保険料を支払っていたとき……………20
- ②受取人でない人が保険料を
支払っていたとき……………22
- ③会社や事業主が保険料を
負担していたとき……………23
- ④契約関係・課税関係一覧表……………23

4 生命保険契約に関する 権利の価額

- ①生命保険契約に関する権利の価額とは……………24

5 個人が受け取る諸給付金

- ①高度障害保険金、入院給付金、
障害給付金など……………25
- ②こども保険……………27
- ③解約返戻金……………29
- ④契約者配当金……………29

6 個人年金保険

- ①保険料を支払ったとき……………31
- ②年金受取開始前(運用期間中)に
解約したとき……………31
- ③年金受取開始前(運用期間中)に
被保険者が死亡したとき……………32
- ④年金受取開始前(運用期間中)に
契約者が死亡したとき……………32

- ⑤毎年の年金を受け取ったときの
課税関係……………33
- ⑥年金受取開始後に年金の一括払いを
受ける場合の課税関係……………38
- ⑦年金受取開始後に被保険者が
死亡したとき……………39
- ⑧年金受取開始後に年金受取人が
死亡したとき……………41

7 変額保険・変額個人年金保険の 税務上の取り扱い……………43

8 契約の変更に關する税務

- ①生存中に契約者や受取人を
変更したとき……………43
- ②被保険者でない契約者が
途中で死亡したとき……………44
- ③払済、延長保険へ変更した場合……………45
- ④転換に關する課税関係……………45
- ⑤契約者貸付金に關する税務……………46
- ⑥保険料(自動)振替貸付……………47
- ⑦増額・減額……………47
- ⑧失効・復活……………48

9 外貨建て契約の取り扱い

- ①保険料を日本円で支払い、その運用を
外貨建ての資産で行う場合……………48
- ②保険料を外貨建てで支払う商品……………48

10 支払調書

- ①契約関係支払調書……………49

II 法人向け生命保険税務

1 法人向け生命保険にかかわる 課税関係

- ①法人が支払う保険料……………50
- ②法人が受け取る契約者配当金……………67
- ③法人が受け取る保険金……………68

2 法人向け保険商品の約款上の 手続きにかかわる課税関係

①解 約	70
②契約内容の変更	71
③転 換	74
④払済保険	76
⑤延長保険	77
⑥契約者貸付	78
⑦保険料(自動)振替貸付	79
⑧減 額	80
⑨失効・復活	80

3 福利厚生プラン ($\frac{1}{2}$ 養老保険)

①福利厚生プランの契約形態 (法人税基本通達9-3-4(3))	83
------------------------------------	----

Ⅲ 生命保険と相続対策

1 相続対策に生命保険を活用する ことの有効性

2 納税資金対策

①死亡保険金を活用した納税資金対策	87
②相続財産をすべて残すために必要な 保険金額	87

3 税負担軽減対策

①生命保険の非課税金額の活用	89
②生前贈与の活用と効果	90
③贈与財産を保険料に充当する 生命保険加入	91

4 遺産分割対策

①円満な遺産分割	91
②代償分割	92
③遺留分侵害額請求の対応	93

5 二次相続対策

参考資料

1 税率一覧	96
2 相続に関する基礎知識	98
3 相続財産をすべて残すために必要な 保険金額表 [概算]	99
4 相続税額早見表 [概算]	100
5 贈与税額早見表	102

※本稿は2022年4月1日現在の税制の情報をもとに作成しています。今後の変動にご注意ください。

I

Taxation of Life Insurance
for Individual

個人向け 生命保険税務

1 生命保険料控除

1 所得税の生命保険料控除

生命保険料控除は、納税者が所定の要件を満たす生命保険契約などの保険料を払い込んだ場合に、所定の区分に応じ、一定額を納税者の所得金額から控除する制度である。

なお、2012（平成24）年1月1日以後の契約については、平成22年度税制改正で生命保険料控除制度の改組が行われた。

（1）一般生命保険料控除の対象となる契約

一般生命保険料控除の対象となる契約は、次の通りである。

①保険金受取人

生命保険金の受取人には、満期保険金の受取人と死亡保険金の受取人とがあるが、この両方の受取人が、次の者でなければならない。

- 納税者本人
- 配偶者
- 配偶者以外の親族

なお、配偶者以外の親族とは、6親等内の血族、および3親等内の姻族を指す。これらの親族であれば、必ずしも生計を一にしていなくとも生命保険料控除は受けられる。

②契約の種類

主なものは、次の通りである。

- (ア)生命保険会社と契約した生命保険契約
- (イ)旧簡易生命保険契約、またはJAなどの生命共済契約
- (ウ)中小企業等協同組合法の特定共済組合および特定共済組合連合会と締結した一定の生命共済に係る契約

ただし、保険期間が5年未満の貯蓄保険および財形保険は、生命保険料控除の対象とされない。

なお、2012（平成24）年1月1日以後に締結した契約において、「身体の傷害のみに基因して保険金が支払われる保険契約等に係る保険料」については、対象外となる。

③2011（平成23）年12月31日以前の契約における一般生命保険料控除について

2012（平成24）年1月1日以後の契約における「介護医療保険料控除」の対象として分

類されるものについて、2011（平成23）年12月31日以前の契約においては「一般生命保険料控除」の対象として取り扱う。

（2）介護医療保険料控除の対象となる契約

2012（平成24）年1月1日以後に締結された契約を対象として、生命保険会社または損害保険会社と契約した介護保障または医療保障を内容とする主契約や、入院・通院等に伴う給付部分に係る保険料（医療特約、介護特約等）が介護医療保険料控除の対象となる。具体的には、身体の傷害または疾病に対する保険契約（身体の傷害のみに基因して保険金が支払われるものを除く）のうち、次の事由に基づいてのみ保険金が支払われるもの。

- 身体の傷害を受けたこと、または疾病にかかったことを原因とする人の状態に起因して生ずる医療費控除の対象となる医療費、そのほかの費用を支払ったこと
（例）医療費用保険、介護費用保険
- 身体の傷害もしくは疾病またはこれらを原因とする人の状態
（例）がん保険、医療保険、介護保険
- 身体の傷害または疾病により就業することができなくなったこと
（例）所得補償保険

（3）個人年金保険料控除の対象となる契約

個人年金保険料控除の対象となる契約は、次の要件を満たすもので、かつ個人年金保険料税制適格特約を付加した生命保険契約に限られる。

①年金受取人

契約者またはその配偶者のいずれかで、被保険者と同一であること。

②保険料払込期間

10年以上の期間にわたって、定期に払い込みを行うものであること（一時払契約は、個人年金保険料控除の対象とならない）。

③年金の支払方法

終身、または受取人の年齢が60歳に達した日以後の日から、10年以上の期間にわたって定期に行うものであること。

〈注〉上記年金の支払いのほか、被保険者が「重度の障がい」に該当した場合に、年金の支払いが開始される契約にあっては、10年以上（または終身）の期間にわたり年金を支払う定めであること。

④その他の要件

- (ア)年金以外の金銭の支払いは、剰余金の分配や解約返戻金の支払いを除き、被保険者が死亡または重度の障がいに該当することとなった場合に限り行うものであること。
- (イ)被保険者の死亡または重度の障がいにつき支払う額は、契約締結の日以後の期間または払込保険料総額に応じて逡増的に定められていること。
- (ウ)年金の支払いは、その年金の支払期間を通じて、年1回以上定期に行うものであり、かつ、年金の一部を一括して支払う旨の定めがないこと。
- (エ)剰余金の金銭による分配は、年金支払開始日前に行わないもの、または行う場合でも、分配をする年の払い込むべき保険料の範囲内の額とするものであること。

2 個人が受け取る死亡保険金

1 適用される税の種類

個人が死亡保険金を取得した場合、その保険金に係る保険料負担者によって、課税関係は次のようになる。

なお、損害保険の傷害保険などから支払われる死亡保険金も同様の取り扱いをする。

(1) 保険料負担者の死亡により受け取る死亡保険金

被相続人（保険料負担者）から相続または遺贈によって取得したものとみなされ、相続税が課税される。この場合、その保険金を取得した者が、被相続人の相続人（相続を放棄した者および相続権を失った者を除く）であるときは、相続によって取得したものとみなされ、保険金を取得した者が、被相続人の相続人でないときは、遺贈によって取得したものとみなされる。

(2) 保険料負担者が死亡保険金を受け取る場合

保険金受取人の一時所得として、所得税・住民税が課税される。

(3) 保険料負担者が死亡せず、別人が受け取る死亡保険金

保険金受取人が、保険料負担者から、贈与によって取得したものとみなされ、贈与税が課税される。

(4) 法人が契約者（保険料負担者）で、役員・使用人の遺族が受け取る死亡保険金

役員・使用人（表では従業員と表記。以下同）が被保険者で、かつ、役員・使用人の相続人、そのほかの者が死亡保険金受取人である生命保険契約で、その保険料を法人が負担していた場合、その役員・使用人の死亡により、その相続人などが保険金を取得したときの取り扱いは、その法人が負担した保険料がその負担したときにおいて当該役員・使用人に対する給与などとして所得税が課税されたかどうかにかかわらず、その役員・使用人が負担していたものとされる。

したがって、その保険金は、相続または遺贈により取得したとみなして、相続税が課税される。

〔死亡保険金の課税関係〕

契約関係			課税関係	
契約者 (保険料負担者)	被保険者	死亡保険金 受取人	税の種類	補足
A	A	B 相続人 (妻)	相続税	<ul style="list-style-type: none"> ● Bは、相続により取得したものとみなされる。 ● 生命保険金の非課税限度額の適用がある。 ● 年金で受け取るときは、年金受給権の価額を相続により取得したものとみなされる。 この場合、実際に年金を受け取るときは、受取年金額のうち課税対象部分に対して毎年の所得税（雑所得）・住民税の対象となる。
A	A	D 相続人でない者	相続税	<ul style="list-style-type: none"> ● Dは、Aから遺贈により取得したものとみなされる（みなし遺贈）。 ● 年金で受け取る場合は、年金受給権の価額を遺贈により取得したものとみなされる。 この場合、実際に年金を受け取るときは、受取年金額のうち課税対象部分に対して毎年の所得税（雑所得）・住民税の対象となる。 ● 生命保険金の非課税限度額の適用はない。
A	B (妻)	C (長男)	贈与税	<ul style="list-style-type: none"> ● AからCへの贈与とみなされる。
A	C (長男)	A	所得税・住民税 (一時所得)	<ul style="list-style-type: none"> ● 一時金で受け取るときは一時所得となる。 ● 年金で受け取るときは雑所得となる。
法人	役員・従業員	遺族（相続人）	相続税	<ul style="list-style-type: none"> ● 生命保険金の非課税限度額の適用がある。

ワンポイントアドバイス

死亡保険金を据え置いた場合

死亡保険金に対する課税は死亡日に発生するため、その時点では死亡保険金を受け取らずに据え置いた場合であっても、現金で受け取った場合と同様のタイミングで課税が発生します。また、死亡保険金を据え置いた場合には据置利息が発生し、その利息を受け取った年の雑所得として所得税・住民税が課税されます。

II

Taxation of Life Insurance for Company

法人向け 生命保険税務

1 法人向け生命保険にかかわる課税関係

1 法人が支払う保険料

(1) 保険料取り扱いの基本的な考え方

契約形態	死亡保険金受取人				満期保険金受取人、 年金受取人	
	定期保険・定期特約		養老保険・終身保険		法人	役員・従業員
	法人	役員・従業員 の遺族	法人	役員・従業員 の遺族		
保険料 の仕訳	定期保険料 (損金算入)	福利厚生費 ^{※1} (損金算入)	保険料積立金 (資産計上)	給与 ^{※2} (損金算入)	保険料積立金 (資産計上)	給与 ^{※2} (損金算入)

※1 特定の者のみのときは給与課税

※2 月額300円以下のときは所得税非課税（ただし、特定の者のみのときは課税）

法人にとって、支払保険料が給与・福利厚生費等の損金で処理できれば、法人税などの軽減につながる。資産計上とは、預金の預替を行ったというような意味合いで、税額を増減させるものではない。

従業員などの個人にとっては、給与扱いは所得税・住民税の負担が生じるが、福利厚生費扱いなら個人への課税は発生しない。

ワンポイントアドバイス

特別条件付契約の特別保険料(割増保険料)

この特別保険料は、損金算入することができます。その理由として、保険会社はこの特別保険料について、単年度ごとに精算しており、この部分からの解約返戻金が支払われることがないためです。

なお、生命保険会社によっては、特別保険料に積立部分（解約時に解約払戻金の財源になる部分）を組み込んでいるものも見られます。そのような場合には、特別保険料も主契約に準じた経理処理が必要となります。

(2) 保険種類・受取人別の保険料取り扱い一覧（原則的な取り扱い）

① 養老保険（法人税基本通達9-3-4）

保険金受取人別による取り扱い区分				
	I	II	III	IV
	(死) 法人 (満) 法人	(死) 遺族 (普遍性あり) (満) 法人	(死) 遺族 (普遍性なし) (満) 法人	(死) 遺族 (満) 被保険者
保 険 料	主契約 保険料	保険料積立金 (資産)	福利厚生費 ($\frac{1}{2}$ 損金)	給与 ($\frac{1}{2}$ 損金)
		保険料積立金 ($\frac{1}{2}$ 資産)	保険料積立金 ($\frac{1}{2}$ 資産)	給 与 (損金)

② 定期保険・第三分野保険（法人税基本通達9-3-5）

死亡保険金受取人別による取り扱い区分				
	I	II	III	
	法人	遺族 (普遍性あり)	遺族 (普遍性なし)	
保 険 料	主契約 保険料	定期保険料 (損 金)	福利厚生費 (損 金)	給 与 (損 金)

③ 保険料に相当多額の前払部分の保険料を含む定期保険・第三分野保険（法人税基本通達9-3-5の2）

次ページの、「(3) 2019（令和元）年7月8日以降の契約における定期保険および第三分野保険の保険料の新しい取り扱い」に記述。

④ 定期付養老保険（法人税基本通達9-3-6）

保険金受取人別による取り扱い区分						
	I	II	III	IV	V	
	(死) 法人 (満) 法人	(死) 遺族 (普遍性あり) (満) 法人	(死) 遺族 (普遍性なし) (満) 法人	(死) 遺族 (満) 被保険者 (普遍性あり)	(死) 遺族 (満) 被保険者 (普遍性なし)	
保 険 料	定期部分	定期保険料 (損 金)	福利厚生費 (損 金)	給 与 (損 金)	福利厚生費 (損 金)	給 与 (損 金)
		養老部分 保険料積立金 (資産)	福利厚生費 ($\frac{1}{2}$ 損金)	給 与 ($\frac{1}{2}$ 損金)	給 与 (損 金)	給 与 (損 金)
保険料積立金 ($\frac{1}{2}$ 資産)	保険料積立金 ($\frac{1}{2}$ 資産)					